全弓連発第28-108号 平成29年1月11日

地連会長 各位

公益財団法人 全日本弓道連盟 会 長 柴 田 猛 (公印省略)

事故防止の徹底について(依頼)

平素より本連盟諸事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弓道における事故の防止については、「事故防止の徹底について」(平成18年7月6日)、「安全管理・事故防止の徹底について」(平成21年11月5日)、「安全管理・事故防止の徹底について」(平成24年12月26日)等を踏まえ、繰り返し徹底をお願いしてきたところです。

しかしながら、誠に残念なことに、去る12月18日、地方審査会において、受審者(高校生)が巻藁稽古中、巻藁を外した矢がうしろに置かれていた緩衝材(畳)以外に中り、跳ね返った矢が自身の右瞼を裂傷するという事故が発生いたしました。

つきましては、貴地連におかれましては、弓道場等における安全管理に一層ご留意いただくと ともに、同様の事故を防止するため、貴地連支部等に対し、巻藁のうしろには適切な高さ及び幅 の矢止め用の畳などの設置徹底を改めて周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、貴団体におかれましては、万一の事故に備え、任意の傷害保険等への加入をお願い申し 上げます。

本件の問い合わせ先

公益財団法人全日本弓道連盟事務局

担 当 者:浅見

電話番号:03-3481-2387

E-mail: kanri3@kyudo.jp